

【成宮】日本共産党の成宮まり子です。通告している諸点について知事ならびに関係理事者にうかがいます。まず、農業についてです。

### 農業問題について

#### TPP を前提にした「米政策の見直し」では米農家は収入激減

【成宮】この間、農家のお話をうかがい、みなさんが懸命に努力と苦労を重ねておられることをあらためて感じます。

南丹市美山町のある集落では、過疎高齢化のもと、日々、鳥獣被害とたたかいながら農事組合で7割を米を中心に作っておられます。村をあげて「若者が機械を買わなくても農業が始められるように」と支援してきたなかで、若い就農者が増え、村の過半数が若者世帯となり、「村まつり」や「青年団」も復活しているそうです。

また先日は、私の地元で「西京農業まつり」がJA京都市4支部のみなさんにより開かれました。品評会にはみごとな野菜が並びましたが、例年より数がかかなり少なく、「台風18号で桂川堤防の農地が水を被ったり、米作りでも大きな被害が出ている。老骨に鞭を打って、来年の作付けに間に合うよう、復旧や土質改良にがんばっているんや」とおっしゃっていられました。

京都府農林水産業功労者表彰式でも多くのベテラン農家、若手のリーダーが表彰を受けられましたが、府内あらゆる地域で、農家のみなさんが、さまざまな困難とたたかい、地道でひたむきな努力で農業と農村、安全な食料と国土を守っておられます。

ところが、そのみなさんが一番心配しておられるのがTPPで農業が壊滅するということです。安倍首相の言う『農産物輸出1兆円』など信じられない、自分たちの代で農業は終わり、農地とふるさは荒れ果ててしまう」と怒っておられます。さらに政府がTPPを前提に急ピッチで進める「米生産調整廃止」や「農地中間管理機構」に、いっそう不安が広がっています。

米の生産調整廃止、米直接支払交付金などの「米政策見直し」で、京都の米生産はどうなるでしょうか。

府北部の、農家100戸で13割を作っている農業法人では、昨年700万円の機械を半額補助で買い、残りの返済に「10割あたり1万5千円」の米直接支払交付金を充てようとしていたのに、来年度から120万円が60万円に半減、5年後ゼロで、大穴があくといっておられます。「政府は飼料用米を作れというのが、米農家と畜産農家が直接契約している今のしくみでは、販売先探しも大変。しかもTPPで牛や豚は日本からおらんようになるかも知れんのに、そんなもとの急に飼料用米と言われても作れない」と言っておられました。

親から継いで米を作っておられる青年も「農家の声も聞かずに交付金半減とはひどい。しかも、どれだけ米を作るかの判断を130万軒もある農家が勝手にやれば、米価は暴落するのではないか」と心配しておられます。

零細農家だけでなく、国や府が進めてきた集落営農や法人、大規模経営こそ大打撃を受けるのです。

いまの米直接支払交付金などのしくみは、問題はあるものの、米価下落のもと、農家にとって営農を続ける励みとされてきたのであり、だからこそ政府も「見直し」には一定の時間をかけるとこうしてきたのです。ところがこれを覆し、産業競争力会議での財界代表の主張どおりに、国民の主食である米を市場まかせ、米の自給維持も、安定供給さえも放棄し、農家の所得向上にも背を向けようとしています。

そこで知事は、これら「米政策の見直し」が京都の米生産に及ぼす重大な影響をどう認識しておられるのかう

かがいます。先日の答弁では「急激な転換はしないよう国に要望した」とされましたが、政府は年明けにも国会に法案提出し、来年度から直ちに米農家の収入が激減するような「見直し」をゴリ押ししようという局面なのです。全国知事会長として、農家と農業を守るためには、強引な米政策「見直し」に反対し、法案提出やめよと言うべきではありませんか、お答え下さい。

## 「農地中間管理機構」は、財界要望、企業参入で農地差し出しに

もう1つ、「農地中間管理機構」についてです。

政府の成長戦略にある「10年間で全農地の8割を担い手に集中」との目標実現のために都道府県に置かれる「機構」は、農地の貸し付け実績が厳しく査定され、引き受けた農地も貸出先がなければ所有者に戻すとされ、結果として条件不利の中山間地や耕作放棄地などは対象外になっていくことが考えられます。一方、農地の貸出先は、財界代表が求めてきたとおりに「公募」とされ、地域の農業者よりも企業参入が優先されかねません。

そもそも農地とは、耕作している農民と集落のもの、と農地法は定めてきました。農地が生産者の経営基盤であり、地域の資源であり、農地と環境維持には地域の協力が欠かせないからであり、これまでのたび重なる規制緩和でも、農地の管理は地域の農家から選ばれた農業委員会にゆだねられてきたのです。ところが「機構」はこの基本をゆがめ、農地への関与と権限を農村現場から奪うものとなりかねず、これについては全国農業会議所会長が批判の声明を出している通りです。

京都府では、すでに農業会議とアグリ21（\*農業総合支援センター）が、農地利用業務を統一してきましたが、その基本はあくまで地域と農家を中心に、農地の維持管理・活用のために貸し手と借り手をつなぐものであったはずで、また、「京力農場づくり」なども、集落と農家を基本に集落営農・法人化などを支援してきたのであり、そこには農家と農業団体、府職員の努力があつてのことだと考えます。ところが、昨日の答弁では、農地中間管理機構の機能をアグリ21にもたせる、とされました。

「機構」が、集落と農家よりも企業参入を最優先して、優良農地を差し出すものになりかねないことと併せ、アグリ21などが本府のこれまでの施策にも反し、大きく変質させられることを危惧するものです。こうした「機構」についてどう捉えておられるのか、お答え下さい。

## 米の価格保証による米生産への支援を

いま京都府に求められるのは、農家や関係者の努力と苦労を水泡に帰すような、国によるTPP参加と「農政大転換」にきっぱりと反対することです。

さらに、京都府の農業を考えたとき、特に北部地域ではその中心は米であり、実際、農産物の販売額のトップは8割以上の農家で米が占めています。京都で、農家が安心して農業を続け、農村に住み続けられるようにするためには、安定した米生産への支援が何よりも重要であり、そのカギは米の価格保証です。わが党はこれを一貫して主張してきましたが、本府としても、農家があきらめず頑張れるように米価を支えること、せめて京丹後市などによる特別栽培米への奨励助成制度（\*1畝以上の作付に10反あたり1反に1万円）などに習い、府も独自の上乗せが必要です。国の農政大転換に多くの農家が不安を持っておられるいまこそ、米の価格保証を正面から検討すべきと、あらためてつよく求めておきます。

## 有害鳥獣対策の拡充と強化、防護柵は維持補修にも支援を

その上で、農業関係者から要望のつよい緊急対策にしばり、提案し、見解をうかがいます。

1つは、鳥獣被害対策のさらなる拡充・強化です。この間、わが党は繰り返し提案してきましたが、府の有害鳥獣捕獲計画や目標の見直し、恒久防護柵延長、猟銃や罟の免許取得者拡大策などがすすめられ、農作物の被害は減りつつあるとされています。しかし農村現場では「集落の人家のそばまでシカが何十頭もの集団で来る。交代で寝ずの見張りをしても、被害は増えている」「防護柵の地面が掘られたりして、いったん壊れると被害は大きい。柵新設の資材支給はありがたいが、維持・補修にも補助を」との声があがっています。鳥獣被害対策では、捕獲と防除、従事者育成など総合的対策のいっそうの強化が必要です。同時に、とりわけ要望のつよい恒久防護柵の維持・補修については、資材支給など何らかの支援が必要と考えますが、いかがですか。

## 台風被害の支援制度は期限の再延長を

2つめに、台風18号被災農家への支援です。被災農家の切実な声にこたえ、9月補正で支援制度ができましたが、来年度の作付けを見通しても今の時期に必要な復旧資金などがいきわたることは不可欠であり、全ての被災農家への周知徹底や申請援助を、府の責任で迅速に行なうことは当然です。ところが、被災農家からは「一度、見に来てもらったけれど、支援を受けられるかどうかの話はない」「市の説明会では、府の制度があるとの話はなかった」とか、府職員からも「せっかくの制度を活用してほしいと必死で努力しているが、なお職員体制が足りない実情」ともお聞きをします。

とりわけ、農業者等復旧応援事業補助金や農林水産業者生産設備再建支援事業による機械などの更新、修繕への補助制度は初めてのことであり、現在、締め切りを延長して約500件の申請見込みと聞きますが、せっかく支援対象になるはずの農家を取り残されるようなことはあってはなりません。今月20日の締め切りが迫っておりますが、期限の再延長や必要な体制を補強し、全ての集落での説明会を開催するなど、府の責任であらゆる手立てをとるべきと考えますが、いかがですか。

## 新規就農者支援策の活用促進と拡充を

台風被災支援でもう1点、初めて制度化された農業者経営復興特別支援事業についてです。「就農後10年程度で平成16年台風23号に続いて被災した農業者」が対象とされ、私たちは弾力的運用を求めてきましたが、実際の運用では、10年間に激甚災害指定となった市町村の被災者を対象としているとききます。しかしそれでも、例えば、舞鶴の新規就農者のグループが今回の事態を何とかしようと話し合っただけで声をあげてこられたのだけれど、そのなかでも就農から3年とか6年という「2度の被災」でない方たちは対象とならない。また、和東町でもお茶で就農5年の青年が、一昨年と今回と2度被災したけれど支援が受けられないと訴えがあります。

私どもは、全ての被災農家を支援すべきと考えますが、とりわけ新規就農者は、土地も家も借り、経営が安定せず蓄えもなく、支援がなければ離農せざるを得ないという方も多く、手厚い支援が不可欠です。そこで、制度運用上はもちろん、制度そのものの拡充も行なうなどし、台風18号に被災した新規就農者のみなさんが復旧と営農継続への必要な支援を受けられるようにすべきと考えますが、いかがですか。

## 知事答弁

**【知事】** 今回の国の米の生産調整廃止などの見直しは、作らないで金がもらえるという消極的なものから、農地の活用による規模を拡大し競争力強化で意欲的なものに変えたいということでありましてけれども、京都府の農家の影響については、先に井上議員にお答えしましたように米の直接支払い交付金の減額による農家所得の減少、米の生産過剰による米価の低落、下落、そして収入額から見て飼料用米への転換が容易でない農家はどのような

か、などといった点についての影響が懸念されているところでもあります。このため11月に国に対して減反の廃止など急激な農業施策の見直しによって地域の農業に混乱を招かないようにすること、京野菜や黒大豆、小豆といった政策作物の所得確保支援策である水田活用直接支払交付金の確保などを要望したところでもあります。今後も国の制度を最大限活用し、また、府独自の支援策も組み合わせまして小規模農家や高齢者も含めた多様な担い手による収益性の高いものづくりにより持続可能な農業を展開できるようにしてまいりたいと考えております。

担い手への農地集積や集約化、耕作放棄地解消のために今回法律が成立しました「農地の中間管理機構」でありますけれども、まだ、制度の詳細等はまったく明らかになっていない段階でありまして、農地の集積や集約化に都道府県がかんで仲介の労をとれ、というところまでになっております。中山間地が多くブランド京野菜を中心に収益性の高い農業を展開している京都府では、地域の担い手はもとより集落営農組織や農地参入企業のほか多様な担い手の総合力によって農地を守り、集落を維持していくということが一番現実的であると考えております。このため担い手育成から農地集積等を一体的に進めてきた現在の京都府農業総合支援センターの機能が充実するよう支援を国に要請してまいります。さらに地域の話し合いによる「人・農地プラン」を基本とした農地集積を優先する仕組みを求めてきたところでありまして、認定農業者や農業法人等に加え、集落営農組織についても担い手として位置付けるなど、またさらに地域内で受け手確保が困難な場合につきましては、広く受け手を募集するなどの柔軟な制度設計をすでに国に対して政策提案をしているところでもあります。私どもといたしましては、こうした京都府の取り組みによりまして従来の取り組みがしっかりと生きるなかで、また多様な担い手が確保するなかで京都の農業が守れるように国に対して要求していきたいと考えているところでもあります。

## 理事者答弁

**【農林水産部長】** 有害鳥獣対策における防護柵の維持補修に対する支援であります。既設防護柵の機能強化をはかるため、柵の延長やかさ上げを行う場合に資材支給などの支援をおこなっております。さらに地域においてしっかりと維持管理できるよう、各広域振興局に設置している被害対策チームが現地研修をおこなうなど、きめ細かく支援をしております。今後は維持補修などの負担の軽減をはかれる恒久型広域防護柵の転換を推進するとともに被害をなくすには有害鳥獣の追い払いや集落をえさ場にしない環境づくりなど地域ぐるみの点検活動が重要であり引き続きこれらの取り組みを支援してまいります。

次に台風18号災害にかかる緊急対策についてであります。被害の支援については、農業資材や農機具・工具などきめ細かな支援と復旧支援等の伴走支援による個々の農家の事業再開に対応しております。さらに中丹、南丹管内には、新たに府職員を配置し体制を強化するなど災害復興から迅速に対応しております。制度の周知については、府や甚大な被害のあった5市町村のホームページの掲載や新聞、テレビ等を活用した広報、JAのいっせい農家訪問にあわせ10万枚を超えるパンフレットの配布や農家組合を通じての回覧、さらに延べ44回、約550人を対象にした制度説明会や約850件にのぼる相談件数など、念入りな対応により現在606件の申請を受けております。公募期間の再延長については被災者のみなさんの早期の事業再開と生産意欲の回復を目的にできるだけ早く助成金を利用してもらうために一次募集をおこないました。二次募集については、ここにきて新規の相談がほとんどなくなってきております。したがって、もれのないように再度周知をして期間内に全力で対応してまいります。

新規就農者への支援については、これまで様々な支援制度を講じてきているところではありますが、二度の大きな被災にあわれた経営基盤の弱い新規就農者が経営を再建し、引き続き地域農業の担い手として農業経営を継続できるよう、これまでになかった制度として創設をしております。実施にあたっては被災者の現状を踏まえ過去

の被災は台風23号に限定せず、他の激甚災害など同等程度の災害による被災した新規就農者を対象とするなど柔軟に運営するとともに必要な予算額を確保しております。あわせて農業改良センター等の職員による特別伴走支援チームを編成し、市町村との連携をとりながら現場でしっかりと被災者からの意見や要望を聞くなどを地域によりそった、きめ細かな支援活動を展開してまいります。

## 成宮再質問

**【成宮】** 1点だけ再質問させていただきます。米の政策の見直しについては、紹介しましたように、農家の来年度からの収入、作付けについても大きく変動せざるをえない、というのが急ピッチで進められようとしておりますし、農地中間管理機構については知事もまだ詳細まで決まっていない、とおっしゃったとおり、そういうものが来年度から設置をするとなっているわけです。で、なぜそれほど急ピッチ、急浮上してでてきたのか、と考えますとね、やはり背景には財界の「農業をビジネスに」という主張が強力にあり、例えば、ローソンは「コンビニ業界は飽和状態、他社との差別化のため生鮮品を拡大する」として全国に農場を展開しています。そのローソンは産業競争力会議では楽天など民間委員らと一緒に「株式会社の農業参入自由化」「農地の規制緩和」を求め、そのために農地中間管理機構を活用せよ、米生産調整や直接支払交付金は「阻害要因」だから廃止せよ、という勝手放題の主張をだしているのです。結局、株式会社にとっては農業、農業参入というのは農地を守るよりもあくまで「もうけ、ビジネス優先」で、だから全国各地で、農業参入したカゴメやワタミなどの撤退、本府でもカネショウの規模縮小などが地域で大問題になっているのです。そこで、本府において今後の「アグリ21」などの方向が、こういう株式会社のもうけのために農地を優先的に差し出すということになってはならないと考えます。農業を守るには、地域の農業者こそ優先すべきと考えるものですが、ここについての知事のお考え、再度ご答弁いただきたいと思っております。

## 知事再答弁

**【知事】** この農地中間管理機構については、基本的に都道府県が運営していく形になると思っておりますので、われわれは地方分権の形からもそれぞれの地域の実情にあった運営を求めていきたいと考えております。そしてそのために、私どもが今まで ました、地域の話し合いによる「人・農地プラン」を基本とした農地集積を優先する仕組みや、認定農業者や農業法人に加え集落営農組織についても担い手として位置付けていくなど、京都における多様な担い手確保のために資する法人として運営するように、これは努力をしてみたいと考えております。

## 成宮指摘・要望

**【成宮】** 地域を基本に、地域の農家を大事にして、ということがあやうくなくなってはならないと考えるわけです。ふりかえりますと、10月11日に「国と地方協議の場」がおこなわれ、そこでの知事の発言を見ておりますと「農地と保育所、岩盤の規制をとりはらうべき」と発言されております。「岩盤規制」というのはまさに、農地や地域を大事にするということではなくて財界が農業参入していく、その主張で使われてきた「岩盤規制を取っ払え」と同じく聞こえるわけです。こういうことで知事が財界や大企業の代表と同じ立場に立たれることが絶対にないようお願いしたい、と思っております。世界の流れというのはTPP参加や農業のグローバル化ではないということをごぜひ認識をいただきたいと思っております。来年は国連の「国際家族農業年」でありますし、家族・小規模農家こそ、食料安全保障や生物多様性や環境維持、貧困削減に貢献する、ということが国連でも定められているのです。農地中間管理機構は、先ほども示してきましたように地域の家族農家や小規模農家を減らしていく、こういうこ

とのために財界代表が使えと言ってきたものであり、これ自身が大問題であると私どもは考えるわけです。本府における農政ではこうした企業ビジネス支援の立場に立つことのないように、家族経営や小規模農家、多様な経営、特に京都では米農家、これらの皆さんが農業、農村を支えている現実にしかりと目を向けていただいて手厚い支援こそするべきだ、と指摘いたしまして、次の質問に移ります。

## 障害者差別禁止条例について

### 障害者の意見を十分に反映した障害者権利条約を

**【成宮】** 次に、「障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」、いわゆる障害者差別禁止条例についてです。

先の国会で、障害者権利条約批准が承認され、政府は条約締結の手続き入の見通しです。障害者や障害者団体のみなさんによる20年来の運動に突き動かされ、2007年に日本政府が条約に署名し、以来、国内法整備がすすめられ、ようやくの批准となりました。

障害者や関係者からは、条約批准は障害者の人権と基本的自由、固有の尊厳等を保障する重要な意義があると歓迎されています。同時に、今後はずりわけ、障害者権利条約にふさわしい水準で、障害者総合支援法の見直し、障害者差別解消法を実効あるものにする、さらに都道府県条例の制定やとりくみの具体化などを切望されています。障害者や障害者団体が意見を述べてきたこと自身が重要であり、岸田外務大臣も「条約締結をスタートとし、国内対策の充実に努力する。障害者と今後とも積極的に連携していく」とされている通りです。

そこで、本府では条例制定にむけ、いよいよ詰めの段階ですが、まず本府の基本姿勢について、条例制定にあたり、障害者権利条約の水準をふまえた条例とすること、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」という言葉のように、障害者の意見を十分に反映させることは、条例案づくりやその後の具体的運用・推進などにおいても重要だと考えますが、いかがですか。

本府が制定する条例には、障害者が受けている差別や権利侵害を禁止し、障害者の暮らしづらさをなくしていく実効性が不可欠です。それは何より、障害者が現に今も、日々、尊厳を傷つけられたり、悲しい思いを飲み込んだりしておられる実態があるからです。

障害者の方からは、レストランに入るにも車椅子用トイレがない、「自閉や精神の障害者は来ないで」と言われたり、障害者施設をつくるにも「迷惑になる」と言われてしまうとか、就職活動でも「障害者なら、そちらの枠で」と意欲や能力以前に「障害者」ということが優先される。また女性障害者の方は、子どもの時に子宮を取る手術を受けさせられ、「障害者は結婚・出産などしないもの」と思わされてきた、セクハラに声をあげにくい、男性による排泄介助など「女性」であることが軽んじられる、など痛切な声をお聞きしました。

こうした事例については、府が設置した検討会議において、障害者や家族、各分野の関係者により、1年半にもわたる検討が積み重ねられ、委員が合意した内容として、「障害を理由にしたハラスメント防止」「女性障害者の複合的な困難と差別解消」「合理的配慮の提供を実効性あるものに」「推進会議の設置」などが「中間まとめ」「最終まとめ」として提言されています。

ところが、9月に「条例案骨子」が府から示されたとたん、検討会議の委員を務められた方々も含め、障害者から、「女性障害者の問題が抜けている。府は軽視しているのか」「条例の実効性を左右する検証機関の

設置が消えた」「他府県よりも一步でも前進したものをつくりたいのに、これでは不十分だ」「検討会議の提言との温度差が大きい」など不満の声が寄せられる事態となっており、府の責任や姿勢が問われています。

そこでしょうか。いま、こうした意見や要望を十分に汲みつくすとともに、検討会議において、各委員が意見の違いも検証しつつ合意された内容として提言された「中間まとめ」「最終まとめ」について、府としてこれを最大限に尊重し、府条例に反映すべきであり、それが当然の責任と考えますが、いかがですか。

## 理事者答弁

**【健康福祉部長】**「障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らせる京都づくり条例（仮称）」についてであります。条例の検討過程において、一つには、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者の尊厳の尊重や社会参加の推進、また、障害を理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供などを盛り込むとともに、また、障害者基本法や障害者差別解消法といった国の法律との整合性も図ってきたところであります。

先の代表質問で知事からご答弁申し上げました通り、現在パブリックコメントの段階まで来ておりますが、この間、条例検討会議で取りまとめられた内容や多くの府民の皆さまからいただいたご意見を真摯に受け止め、身近な地域で相談に応じる相談員の選任やより専門性の高い事案等の解決を図る第三者機関の設置、また、障害のある人に対する就労支援、スポーツ・芸術をはじめとする社会活動の推進など、京都ならではの条例を制定し、運用してまいりたいと考えます。

また、条例制定後においても、障害当事者の方々のご意見も十分お聞きしたうえで、具体的な運用方法を盛り込んだガイドラインを策定などに取り組むこととし、障害の有無にかかわらず共生社会の実現に向けて実効性あるものにしてまいりたいと考えております。

## 成宮・指摘

**【成宮】** 批准する障害者権利条約の水準にするという点でも、本府では検討委員会の「中間まとめ」「最終まとめ」を最大限に尊重し、盛り込むということが障害当事者の声を十分に反映するという点でも問われているのではないかとお聞きしたわけですが、お答えがありませんでした。障害者の声というのは、やはり府の条例を自分たちも入って、「より良いものにしたい」という強い思いから寄せられているものでありまして、「中間まとめ」「最終まとめ」については、しっかりとこれを盛り込んでいく、これが国際水準、障害者権利条約の水準で条例をつくるということであり、第一に問われる本府の責任である、と厳しく指摘しまして、質問を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。